

第4回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和元年6月24日（月）

2. 招集日時 午前10時30分

3. 招集場所 役場2階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10番） 山田 一夫

会長職務代理者（9番） 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広
4番 太田 正、 5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子
7番 工藤 郁子、 8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕
10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 なし

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主査 鶴飼 義信
主事 小林 誠、 主事 永井 重徳、 臨時職員 新井田 舞

議長（山田会長）

それではただいまより、第4回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午前10時30分 開会 ）

議長 本日の出席農業委員は10名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員は10名の出席となっております。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 ご異議がないので 7 番 荻谷雅行委員、8 番 西舘徳松委員のお二方をお願いいたします。

 日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

 (「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

 それでは議事に入ります。日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

 議案の 1 ページ目をご覧くださいと思います。農地法第 3 条の規定による許可申請について、今日は 4 件ございました。

 番号 1 から読み上げます。大字〇〇第〇地割の田んぼ、面積が 1, 6 0 0 m² の 1 筆になります。こちらは、有償での売買となります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。こちらの売買単価は 4 0 万円となっています。現地確認は、寺澤委員と内澤委員をお願いしてございます。

 番号 2、大字〇〇第〇地割、畑、2 8 4 m²、田んぼ 4 0 9 m² の 2 筆になります。こちらは、無償での贈与という形になります。〇〇〇〇から、〇〇〇〇への次男への贈与となります。現地確認は、工藤委員と下谷地委員をお願いしてございます。

 番号 3、大字〇〇第〇地割、畑、面積は 4, 9 7 5 m² の 1 筆になります。こちらは、賃貸借となりまして期間は 1 0 年間で契約するという内容です。賃借料は、年額 1 万円。譲渡人の〇〇〇〇から、譲受人の〇〇〇〇への賃貸借になります。譲受人については、新規での就農という形になります。現地確認は、工藤委員と下谷地委員をお願いしてございます。

 番号 4、大字〇〇第〇地割、畑、9 7 2 m² の 1 筆になります。こちらは、贈与による無償移転となります。〇〇〇〇から、〇〇〇〇への贈与ということで現地確認は工藤委員と下谷地委員をお願いしてございます。

 以上 4 件になります。よろしく申し上げます。

議 長 ただ今説明申し上げたとおりです。現地調査については、番号 1 については寺澤委員と内澤委員、番 2 から番号 4 については工藤委員と下谷地委員にそれぞれ依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

寺澤委員 番号 1 について報告いたします。6 月 1 6 日に内澤委員と現地を確認しました。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。この件は、譲渡人が高齢で田んぼを耕作することが出来なくなったということで、誰か買ってくれる人いないかという相談がありまして、譲受人に斡旋したものでございます。位置、周囲の

状況ですが、〇〇〇〇から、東側に100mくらいのところにあります。周囲の状況は、西側が譲受人の水田、東側と北側が水田、南側が畑となっています。確認者の意見として、譲受人は〇〇の会社に勤めていますが、長年、休日には家の手伝いをしており農業経験はあります。自家の水田に隣接しており、効率的に利用できると思います。周辺農地への支障はなく、効率的に利用できると思います。許可相当であると見てまいりました。

工藤委員 番号2、6月18日に下谷地委員と一緒に現地調査に行ってきました。場所は〇〇地区内にあります。自宅の周辺は、田と畑になっています。母親が働けなくなってから長い間、家庭菜園として利用していました。家のすぐ近くに、田と畑と菜園になっていて、きれいに草取りもされていて、効率的に利用できると思込られます。周辺も田畑が多く支障がないと思込ます。よってこの申請は許可相当であると思込られます。

下谷地委員 番号3、6月18日に工藤委員と行って現地確認してきました。位置は、国道沿いで、〇〇の入口向いのところにあります。周囲の状況は、北側が道路で、あとは畑となっています。譲受人は新規ということですが、借りる畑は5反歩ぐらいあるのですが、その中で今現在利用可能なところはハウス3棟と5aぐらいの畑です。あとはもともと栗の木があったということで根っこがそのままあるので、今後、重機等で改善していくということで、重機も準備しておりました。周辺農地の効率的、総合的な利用に支障がないか、というところですが、周りにはたいして影響はないのですが、長年放棄されたと同じ土地で大変だと思込ますが、本人のやる気を感じ、機械など譲渡人の協力も約束されているとこのことで、許可相当と見てまいりました。

これに関連して、先月申請のあった〇〇〇〇さんから、この次出てきます〇〇〇〇さんに贈与という形でこの土地の所有権移転がありました。すぐ農地に戻そうとは思ったそうですが、現在の自分の経営状態でホップ、雑穀を手広くやっていて、ちょっと大変だなということもあり、譲受人と話して、使ってもらふことにしたと。ただし、手伝いながら2人で畑に戻していくという約束でやるそうですので、耕作放棄地をなくする形で進めていければと思込ます。

工藤委員 番号4、6月18日に下谷地委員と現地調査に行ってきました。位置は、国道沿いの消防屯所から南へ100mのあたりです。周辺は、畑とビニールハウスが並んでいます。しばらく利用されていない畑なので、起こす作業をしてから家庭菜園として使用するそうです。譲受人と譲渡人の家も畑も近いので、作業を協力してもらうことを条件に贈与されました。周囲への影響については、周辺は畑なので支障はないと思込ます。よって許可相当であると思込ます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号4について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了致しました。これをもって第4回軽米町農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時42分 閉会)